# 浦安市みどりを育てる条例の一部改正(素案)

~市民の皆様のご意見をお寄せください~

意見募集期間

令和7年1月15日(水)~2月17日(月)

浦安市都市整備部 みどり公園課

# 意見募集概要

# 1.件名

浦安市みどりを育てる条例の一部改正(素案)

### 2. 概要

本市は、まちを開発していく「発展期」から、まちを維持・更新していく「成熟期」 へ移行を迎えており、それに伴い少子高齢化が進展し、今後、地域課題が多様化して いくことが見込まれています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、みどりを地域の資源と捉え、効果的な配置と機能の向上を図り、みどりを活かしたまちづくりを進めるため、改正を行うものです。 今回、この素案についてお知らせし、皆さんから意見などを伺います。

これは、市民参加推進条例に基づく市民意見提出手続です。

#### 3. 資料

- ・浦安市みどりを育てる条例の一部改正(素案)概要
- ・ 浦 安 市 み ど り を 育 て る 条 例 の 一 部 改 正 (素 案) 新 旧 対 照 表
- ・浦安市みどりを育てる条例の一部改正(素案)条例全文

# 4.担当課

浦安市都市整備部みどり公園課

#### 5.募集期間

令和7年1月15日(水曜日)~2月17日(月曜日)

#### 6.資料の閲覧

市ホームページ、市公式 YouTube、情報公開室(市役所 10 階)、みどり公園課(市役所 6 階)、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館でご覧になれます。

#### 7.提出方法

- 2月17日 (消印有効) までに、以下の方法により提出。
  - ①直接提出 書面にまとめたものをみどり公園課へ
  - 2 郵 便

ハガキまたは封書で、〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市役所みどり公園課へ

③ F A X ・ E メール

タイトルを「浦安市みどりを育てる条例の一部改正(素案)」とし、FAX 047-352-7996、メール kouen@city.urayasu.lg.jp へ

※ 匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所(団体の場合は、団体の所在地・ 名称・代表者氏名)を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します